

新型コロナウイルスに感染した薬剤師にかわり調剤等を行う 薬剤師派遣体制の確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルスに感染した薬剤師にかわり調剤等を行う薬剤師派遣体制の確保事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 医療機関・薬局に勤務する薬剤師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む。）し調剤等が行えなくなった場合でも、継続した調剤等が行えるよう他の医療機関・薬局から薬剤師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し調剤等を行うことができなくなった薬剤師が勤務する医療機関・薬局（派遣先）において代わりに調剤等に從事させるため、薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局（派遣元）に対して支払う経費を対象とする。

- 2 派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）した薬剤師が、その治療又は就業制限のため、勤務している薬局において調剤等に從事することができない期間とする。
- 3 派遣先となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。
- 4 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、令和4年度に交付決定のあった補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額（1申請当たりの合計額に千円未満の端数が生じる場合は切り捨てた額）とする。

(1) 下表の区分ごとに、補助基準額に派遣薬剤師の延べ勤務時間数を乗じた額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

区分	補助基準額	補助対象経費
(ア)	1人1時間当たり 2,760円	新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し調剤等を行うことができなくなった薬剤師が勤務する医療機関・薬局（派遣先）において代わりに調剤等に從事させるため、他の医療機関・薬局（派遣元）が薬剤師の派遣を行った際に必要な経費（賃金、報償費、旅費、保険料）

(イ)	1人1時間当たり 5,520円	新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し調剤等を行うことができなくなった薬剤師が勤務する重点医療機関（派遣先）において代わりに調剤等に從事させるため、令和2年12月14日から令和3年8月18日までに他の医療機関・薬局（派遣元）が薬剤師の派遣を行った際に必要な経費（賃金、報償費、旅費、保険料）
(ウ)	1人1時間当たり 8,280円	新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し調剤等を行うことができなくなった薬剤師が勤務する重点医療機関（派遣先）において代わりに調剤等に從事させるため、令和3年8月19日以降に他の医療機関・薬局（派遣元）が薬剤師の派遣を行った際に必要な経費（賃金、報償費、旅費、保険料）

(2) 同一の派遣薬剤師の勤務時間について、前号の複数の区分を重複して算定することはできない。

(3) 第1号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の除外要件)

第5条 交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式1により知事が定める期日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式2により事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 知事は、事業者が第5条に規定する団体であることが判明した場合、第6条に規定する条件に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(概算払の請求)

第10条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式3により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第11条 事業者は、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式4により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第4条により算定した額と第8条の通知による交付決定額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第13条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第14条 特別の事情により第7条、第11条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行し、令和2年度から令和4年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。ただし、第3条第4項に係る改正については、令和4年4月1日から施行する。